

管理事務所からのお願い(R5.8.4 一部更新)

車による事故を防ぐために

分譲地内では、制限速度 30km をお願いしております。朝・夕と散歩やジョギングをされる方も多いため、スピードの出しすぎは非常に危険です。また、煽り運転や幅寄せ運転は、最近厳しく罰せられており、分譲地内でも警察への通報事例が確認されております。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全な速度での運転を心掛けるようお願いいたします。



なお、路上駐車は禁止となっております。短い時間であっても敷地内に止められない場合は、事前に連絡の上、弊社イベント広場に止めていただくか、敷地内に駐車場造成をご検討ください。

飼育マナーを守りましょう

最近ペットの糞尿や、ワンちゃんの鳴き声についての苦情が、事務所に寄せられています。散歩の際は、フンを処理する用具を携帯し、必ず持ち帰ってください。また、他人の庭でおしっこをさせている非常識な方もいるようです。飼主の方には、ペットのしつけなど責任をもって飼育して頂くようお願いいたします。

倒木・枝折れ等のトラブルに注意

これからの季節、台風などの突風やゲリラ豪雨の影響による倒木や枝折れで「隣の方の車を傷つけてしまった」「屋根を壊してしまった」などのトラブル事例もございます。特に未建築区画の土地につきましては、取得から長く時間が経ち、枝木が隣地へ越境しているケースが多く見られます。大きなトラブルになる前に、一度現地を確認して頂くことをお勧めします。管理事務所では、現地確認の上、伐採のお見積りも承っておりますのでお気軽にご相談ください。

工事届提出のお願い

軽微な工事を除き、音や臭気の出る工事、重機を使用する工事を行う場合は事前に工事届のご提出をお願いしております。工事中は車両など近隣の方のご迷惑にならないよう十分なご配慮をお願いいたします。工事届は管理事務所にご用意しておりますのでお申し付けください。なお、日曜・祝日・早朝・夜間の工事は禁止です。ご協力お願い申し上げます。

焚き火、野外焼却行為の禁止

分譲地内では、火災防止や煙害防止のため焚き火を禁止しております。また、野外焼却は法律で禁止されています。有害物質の発生や火災、煙害に繋がりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



マナーを守って楽しい那須休み

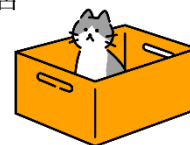
つつい開放的になりがちな大型連休ですが、毎年管理事務所に寄せられる苦情は深夜の宴会や花火、路上での雪遊びなどいろいろです。深夜の宴会やカラオケはもちろん、打ち上げ花火は騒音防止のため禁止とさせて頂いております。手持ち花火やバーベキューなども夜 9 時以降はご遠慮いただき、近隣の方にひと声かけるなど、くれぐれも相隣関係にお気遣いをお願いいたします。

貸別荘・民泊の禁止

分譲地内では、昨今耳にする民泊や貸別荘としての別荘利用は、不特定多数によるご利用、また施設管理者不在という観点から、禁止させて頂いておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

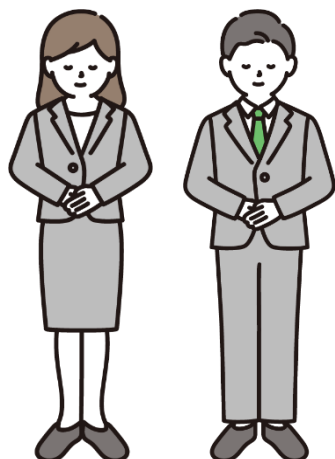
野良猫に頭を悩ませております

動物なので「かわいい」ですし、「かわいそう」なのですが一度えさを与えてしまうとその近所に住みつき、世帯を拡大させてしまいます。被害を受けている方や猫が苦手な方には相当なストレスとなります。「かわいそうな猫」を増やさないためにも皆様には今一度猫に餌をやらない様お願いいたします。



鍵の貸し出し

オーナー様ご本人以外の方(知人や業者など)に鍵をお貸しする場合は、必ず、事前に事務所へご連絡ください。ご連絡がない場合は、貸し出すことができませんのであらかじめご了承ください。



皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

東豊開発株式会社